

大分県宿泊税条例をここに公布する。

令和八年七月三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第三十五号

大分県宿泊税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、「持続可能な観光地域づくり」を目指し、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(納税義務者等)

第二条 宿泊税は、旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条第一項の許可を受けて営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第三項に規定する簡易宿所営業並びに住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をして営む同法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。）を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第三条 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者が、当該学校の修学旅行その他の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該学校の校長（園長を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- 二 次に掲げる施設の満三歳以上の幼児又は当該幼児を引率する者が、当該施設が主催する行事（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（当該施設の長（管理者を含む。）がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
- ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第三

十九条第一項に規定する保育所並びに同法第五十九条の二の規定による届出をした認可外の保育施設

(税率)

第四条 宿泊税の税率は、一人一泊について、次の各号に掲げる宿泊料金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 五千円未満 百円
- 二 五千円以上二万円未満 二百円
- 三 二万円以上十万円未満 五百円
- 四 十万円以上 二千元

(徴収の方法)

第五条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第六条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、宿泊施設における宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定することができる。

3 前二項の特別徴収義務者は、当該宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第七条 前条第一項の規定により特別徴収義務者となるべき者は宿泊施設の経営を開始しようとする日前五日までに、同条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

2 前項の規定による登録の申請をする場合において提出すべき申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称
- 二 宿泊施設の所在地及び名称
- 三 客室数その他設備の概要
- 四 経営開始予定年月日（申請の日において既に経営を開始している場合にあつては、経営開始年月日）
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 知事は、第一項の規定による登録の申請があつた場合には、特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該申請をした者に対し通知し、規則で定める様式による証票を交付するものとする。

4 前項の証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

5 第三項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

6 第三項の規定により登録を受けた者は、第二項各号に掲げる事項に変更を生じた場合において、その変更に係る事項について、遅滞なく、登録の変更を届け出なければならない。

7 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を一月以上休止しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

8 前項の規定による届出をした者であつて、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

9 第三項の規定により登録を受けた者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第三項の証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証票を知事に返さなければならない。

(申告納入の手続等)

第八条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他知事が必要と認める事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

2 特別徴収義務者が、申告納入すべき宿泊税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定したものである場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税に係る前項の納入申告書を、同表の下欄に掲げる日までに、知事に提出し、及びその納入金を納入書によって納入しなければならない。

十二月一日から二月末日まで	三月末日
三月一日から五月末日まで	六月末日
六月一日から八月末日まで	九月末日
九月一日から十一月末日まで	十二月末日

3 特別徴収義務者は、徴収すべき宿泊税に係る宿泊施設の経営を一月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、前二項の規定にかかわらず、その休止しようとする日又は廃止した日までに、これを申告納入しなければならない。

4 知事は、第二項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第九条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることがで

きなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定により還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書に当該還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。

4 知事は、第一項の規定による申請を受理した場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(納税管理人)

第十条 特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を有するものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に、規則で定める様式による申告書を知事に提出し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて、規則で定める様式による申請書を知事に同日から十日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他当該申告書又は当該申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、同様とし、その提出期限は、その異動を生じた日から十日を経過した日とする。

2 前項の納税管理人について、知事において適当でないとき又は、これを変更させることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出し、宿泊税の徴収の確保に支障がないことの認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から十日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第十一条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、当該帳簿を第八条第一項又は第二項の規定により納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、かつ、当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して三月を経過した日から五年間保存しなければならない。

一 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金及び宿泊税額が記載されているもの

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(関係帳簿等の電磁的記録による保存等)

第十二条 特別徴収義務者は、前条第一項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、前条第二項の規定により保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿等の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第十三条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下この条及び次条において同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第二項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(関係帳簿等の電磁的記録等に対する条例等の規定の適用)

第十四条 第十二条各項又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(更正、決定等に関する通知書の様式)

第十五条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正又は決定の通知書、法第七百三十三条の十八第八項の規定による過少申告加算金額の決定又は不申告加算金額の決定の通知書及び法第七百三十三条の十九第五項の規定による重加算金額の決定の通知書は、規則で定める様式による。

(賦課徴収)

第十六条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は大分県条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の定めるところによる。この場合において、

同条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「「狩猟税」と、同条例第四条の二第一項中「及び県固定資産税」とあるのは「「宿泊税」と、同条例第四条の二第一項中

「及び県固定資産税」とあるのは「、県固定資産税及び宿泊税」と、同条第二項中「及び鉦区税」とあるのは「、鉦区税及び宿泊税」と、同条例第十二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは大分県宿泊税条例（令和八年大分県条例第三十五号）」とする。

(犯則事件の調査における間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税の指定)

第十七条 宿泊税は、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第六条の二十二の四第六号及び第六条の二十二の九第四号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(宿泊税に係る交付金の交付)

第十八条 宿泊施設所在の市町村に対しては、当該市町村において第一条の施策に要する費用に充てるため、宿泊税交付金として、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれその下欄に定める金額を交付するものとする。

交付時期

交付時期ごとに交付すべき額

六月	前年度十月から三月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額
十二月	四月から九月までの間に収入した宿泊税の額から、次項各号に掲げる控除額を控除した額の十分の七に相当する額に、当該市町村に係る宿泊税の割合を乗じて得た額

2 前項の「控除額」とは、次に掲げる額をいう。

一 大規模な災害、感染症のまん延その他の観光に重大な影響を与える事態が発生した場合における必要な施策に要する費用並びに当該事態からの復旧及び復興のための必要な施策に要する費用に充てるべきものとしてあらかじめ知事が定める額

二 宿泊税の賦課徴収に要する費用の額として知事が定める額

三 当該期間内に宿泊税についての過誤納に係る還付金を支出した場合には、当該支出した額

3 第一項の「市町村に係る宿泊税の割合」とは、当該期間内に収入した当該市町村に所在する宿泊施設に係る宿泊税の額を、当該期間内に収入した宿泊税の額で除して得た割合をいう。

4 第一項に規定する交付時期ごとに、交付することができなかった金額があるとき、又は交付すべき金額を超えて交付した金額があるときにおいては、それぞれ当該金額は次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(規則への委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第四項、第五項又は第十項の規定に違反したとき。

二 第十一条第一項の規定に違反して、同項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき、又は同項の帳簿を隠匿したとき。

三 第十一条第一項の規定に違反して同項の帳簿を同項に定める期間保存しなかったとき。

四 第十一条第二項の規定に違反して、同項の規定により作成すべき書類について正当な事由がなくて作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき、又は同項の書類を隠匿したとき。

五 第十一条第二項の規定に違反して同項の書類を同項に定める期間保存しなかったと

き。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第二十一条 第十条第三項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第三項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に対して課すべき宿泊税について適用する。

(特別徴収義務者としての登録に関する経過措置)

3 施行日において宿泊施設を経営し、又は経営しようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、第七条第一項の規定を適用する。

(申告納入の手續に関する経過措置)

4 施行日が月の初日でない場合において、施行日から施行日の属する月の末日までの間において徴収すべき宿泊税に係る第八条第一項の規定の適用については、同項中「毎月末日まで」とあるのは「施行日の属する月の翌々月の末日まで」と、「前月の初日から末日まで」とあるのは「施行日から施行日の属する月の末日まで」とする。

(準備行為)

5 特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付並びに納税管理人の申告、申請及び承認は、施行日前においても、第六条第二項並びに第七条第一項（附則第三項の規定が適用される場合を含む。）、第二項及び第三項並びに第十条第一項の規定の例により行うことができる。

(検討)

6 知事は、この条例の施行後三年を目途として、第一条に規定する施策の効果及び社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、五年ご

とに同様の検討を行うものとする。